# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	苫小牧市 住民基本台帳関連事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、住民基本台帳関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

苫小牧市長

## 公表日

平成31年1月4日

[平成30年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳関連事務			
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基本ット)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④色転入届に基づき住民票の記載をむた際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知⑦ウカ公共団体情報システム機構の本人権認報の照会⑥住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号カード等を用いた本人確認なお、⑨の「個人番号カードの交付・⑩個人番号カード等を用いた本人確認なお、⑨の「個人番号カードの交付・⑩個人番号カードの交付・⑩個人番号カードの交付・⑩個人番号カードの交付・⑩国和カード及び個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・⑨個人番号カードの変更・◎個人情報の世代を含めて特別する場合に当たり、情報提供なりて一般提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。			
③システムの名称	(1)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録)) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)団体内統合宛名システム			
	(4)中間サーバ			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル				
3. 個人番号の利用				

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第7条、第16条及び第17条・住基法第1条、第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10及び第30条の12

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>(選択肢&gt;</li> <li>(実施する)</li> <li>(主) 実施しない</li> <li>(主) 未定</li> </ul> </li> </ul>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	市民生活部住民課				
②所属長の役職名	市民生活部住民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	市民生活部住民課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6297 メールアドレス:jumin@city.tomakomai.hokkaido.jp				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	市民生活部住民課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6297 メールアドレス: jumin@city.tomakomai.hokkaido.jp				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成30年7月30日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成30年7月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、21の項、23の項、27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、70の項、77の項、80の項、84の項、96の項、101の項、102の項、103の項、105の項、110の項、112の項、113の項、114の項、1 16の項、117の項及び120の項(別表第2における情報照会の根拠)・なし(住	<情報照会の根拠>なし(住民基本台帳関連事務において、情報照会は行わない。) <情報提供の根拠> 〇番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120) 〇番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第14条、第16条、第20条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第25条、第31条の2、第31条の3、第25条、第31条の3、第24条の3、第25条、第31条の3、第32条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第43条の3、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第55条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	事後	主務省令追加のため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民生活部住民課長 菅原 祐子	市民生活部住民課長	事後	様式改正のため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年7月30日時点	事後	計数時点の更新